

別紙2 飼料増産・耕畜連携拡大支援事業

第1 事業の内容

本事業の内容は、次の1から2のメニューで構成し、各メニューの詳細は別表に定めるとおりとする。

- 1 自給飼料増産
- 2 耕畜連携推進

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は次に掲げる者とする。メニュー毎の詳細については、別表に定めるとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。なお、1戸1法人は認定農業者（法人）として取り扱う。

2 畜産クラスター計画の中心的経営体

畜産クラスター計画の実現のために必要な役割を担う経営体として畜産クラスター協議会が自ら定めている法人及び個人であること。

農協等の生産部会を中心的経営体として定めている場合は、当該部会の会員であること。

3 機械共同利用集団

- (1) 飼料増産に係る機械の共同利用を目的とする組合であること。
- (2) 代表者、規約及び機械の管理運営規定が定められていること。
- (3) 総会等を開催していること。
- (4) 3戸以上の農家で構成されており、認定農業者又は畜産クラスター計画の中心的経営体を含むこと。

4 堆肥共同利用集団

- (1) 堆肥の利用に係る機械、施設の共同利用及び堆肥の利用促進を目的とする組合であること。
- (2) 代表者、規約及び機械等の管理運営規定が定められていること。
- (3) 総会等を開催していること。
- (4) 畜産及び耕種農家3戸以上の農家で構成されており、認定農業者又は畜産クラスター計画の中心的経営体を含むこと。

第3 実施手続き

1 事業実施計画の承認

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、別紙様式 1－1 及び別紙様式 2 により生産計画、事業の成果目標及び生産に必要な機械及び施設等の導入計画等を内容とする事業実施計画を知事又は関係市町村長に提出してその承認を受けるものとする。なお、自給飼料増産は別紙様式 2－1、耕畜連携推進は別紙様式 2－2 により計画を作成すること。
- (2) 本事業の事業実施計画書の提出を受けた知事又は市町村長は、その内容について必要な指導及び調整を行うとともに、市町村長は事業実施主体より提出を受けた事業実施計画と別紙様式 1－2 及び別紙様式 3 によりまとめた年度別事業実施計画を地域振興局長に提出し、その承認を受け、知事又は市長村長は別紙様式 1－5 により事業実施主体へ通知するものとする。
- (3) 地域振興局長は、(2)により提出された年度別事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は別紙様式 1－3 により承認するものとし、承認後は、その内容を速やかに別紙様式 1－4 により農林水産部長に報告するものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の内容を変更する場合は、第 3 の 1 に準じて行うものとする。

第 4 助成

- 1 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

(1) 助成対象及び補助率等

本事業における助成対象及び補助率等は、別表のとおりとし、取組別補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 市町村による協調助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは各 1/12 とする。

(3) 補助金の取扱い

ア 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

イ 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

第 5 事業の実績報告

本事業の実績報告については、秋田県農林水産部畜産振興課補助金等交付要綱（以下、「補助金等交付要綱」という。）第 7 に基づく実績報告をもってこれに代えるものとする。

第 6 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画（変更）承認申請書（別紙様式 1－1）
- 2 年度別事業実施計画（変更）承認申請書（別紙様式 1－2）
- 3 年度別事業実施計画（変更）承認通知書（別紙様式 1－3）
- 4 年度別事業実施計画（変更）承認報告書（別紙様式 1－4）
- 5 事業実施計画（変更）承認通知書（別紙様式 1－5）
- 6 自給飼料増産 事業実施計画（変更）（別紙様式 2－1）
- 7 耕畜連携推進 事業実施計画（変更）（別紙様式 2－2）
- 8 年度別事業実施計画書（変更）（別紙様式 3）
- 9 機械共同利用集団の概要（別紙様式 4）
- 10 堆肥共同利用集団の概要（別紙様式 5）
- 11 稲わら収集等は場台帳（別紙様式 6）
- 12 堆肥施用は場台帳（別紙様式 7）

別表1 自給飼料増産

取組	助成内容	事業採択基準等
1 自給飼料生産・利用 機械導入	飼料増産及び利用に要する機械の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 WCS専用収穫機、細断型ロールバレー、飼料用米破砕機、乾草調製機械、播種機、ラッピングマシン、飼料攪拌機、バールグラブ等自給飼料の生産及び利用に係る機械（ただし、調製給与に係る機械は、自給飼料増産に取り組む場合に限る。）等 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者（法人、10ha以上の飼料生産基盤を有する個人）、機械共同利用集団 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 販売額の考え方 自給飼料の販売額は、生産された飼料を全量販売するものと見なし、地域で流通している同等の飼料の単価等を参考に推計するものとする。
2 草地整備 改良	農家自身で行う牧草地の整備改良に必要な資材の経費を助成する。 (1) 助成対象 除草剤、土壌改良材、種子等 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 20千円／10a 以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 販売額の考え方 自給飼料の販売額は、生産された飼料を全量販売するものと見なし、地域で流通している同等の飼料の単価等を参考に推計するものとする。
3 飼料用とうもろこしの生産拡大	農家自身で行う飼料用とうもろこしの作付面積拡大に必要な資材の経費を助成する。 (1) 助成対象 除草剤、土壌改良材、種子等（ただし、作付面積拡大分に使用する資材に限る。） (2) 補助率 1／3以内	(1) 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 販売額の考え方 自給飼料の販売額は、生産された飼料

	(3) 補助金の上限金額 20千円／10a 以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	を全量販売するものと見なし、地域で流通している同等の飼料の単価等を参考に推計するものとする。
4 稲わら等保管庫整備	稲作農家等と畜産農家が連携し、新たな稲わら収集等を行う場合に限り、稲わら等保管施設の整備に必要な経費に助成する。 ただし、新たな稲わら収集面積等が10ha以上となる場合で、その増加面積分の保管用に限る。 (1) 助成対象 稲わら等保管庫 (2) 補助率 1／3 以内 (3) 補助金の上限金額 新 築 10,000千円以内 かつ施設本体 34千円／㎡以内 補改修 2,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 認定農業者（法人、10ha以上の飼料生産基盤を有する個人）、機械共同利用集団 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 (3) 販売額の考え方 稲わら等の販売額は、生産された飼料を全量販売するものと見なし、地域で流通している同等の飼料の単価等を参考に推計するものとする。 (4) 稲わら収集等ほ場台帳の作成・整備（別紙様式6） 事業実施主体は、稲わら収集等を行うほ場の台帳を作成し、これを保管すること。

別表2 耕畜連携推進

取組	助成内容	事業採択基準等
1 堆肥散布 用機械導入	堆肥散布に要する機械の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 マニユアスプレッダー、堆肥積込機、堆肥運搬機等 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 10,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 堆肥共同利用集団 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。又は、堆肥の施用面積が前年度実績より20%以上増加すること。 (3) 販売額の考え方 事業実施にあたり、堆肥の利用計画を作成していること。
2 堆肥関連 施設整備	堆肥関連施設の整備、改修及び附帯機械の整備に必要な経費に助成する。 (1) 助成対象 ア 堆肥関連施設 堆肥舎（整備・補改修） 堆肥保管庫 イ 附帯機械（堆肥舎・堆肥保管庫整備時に限る） フロントローダー 袋詰め機 等 (2) 補助率 1／3以内 (3) 補助金の上限金額 ア 堆肥関連施設 新 築 10,000千円以内 かつ施設本体 31千円／㎡以内 補改修 2,000千円以内 (4) 補助金の下限金額 補助金額が100千円未満のものは補助対象としない。 ただし、入札、見積合わせ等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。	(1) 事業実施主体 堆肥共同利用集団 (2) 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。又は、堆肥の施用面積が前年度実績より20%以上増加すること。 (3) 販売額の考え方 事業実施にあたり、堆肥の利用計画を作成していること。 (4) 堆肥施用ほ場台帳の作成・整備（別紙様式7） 事業実施主体は、堆肥を施用するほ場の台帳を作成し、これを保管すること。